

# 個人情報目的外利用・提供の考え方

## 1. 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第 61 条に基づく保有(目的外利用・提供含)

\*1 目的外利用・提供が恒常的に行われる場合は、法第 61 条第 3 項に基づく利用目的の変更に該当

\*2 臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項に基づく目的外利用・提供に該当

番号	項 目	個人情報の保有する理由や収集方法、要配慮個人情報の収集理由など	根 拠
1-1	市民からの相談、陳情、要望、意見等の中で、思想、信条、宗教、心身に関する個人情報の収集やその市民以外の者に関する個人情報の収集	市民等からの相談、陳情、要望、意見等の中には、思想、信条、宗教、心身に関する個人情報など要配慮個人情報が含まれる場合があり、これらの情報は相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、結果として記録、収集することがある。 また、その内容にはその市民以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握し事務を適切に処理する必要がある場合は、収集することがある。	法第 61 条
1-2	委員、講師等の人選を行う事務における個人情報の収集	委員、講師等の選考、任命等の事務を行う際に、適任者を幅広く求めるため、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を本人以外から収集することがある。 団体等からの推薦の場合は、本人以外から収集することになるが、基本は団体より該当者へ連絡いただくよう努める。	法第 61 条
1-3	職員や委員の任免等を行う事務における本人の身体状況、犯罪歴等個人情報の収集	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用にあたっての適格性の審査等を行うため、本人の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要がある。	法第 61 条
1-4	学校や児童福祉施設等における生徒・児童等の心身に関する個人情報の収集	処遇や指導を適切に行うために障がい、健康状態等心身に関する個人情報を収集する必要がある。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

1-5	地方改善事業、差別事象関係の調査及び資料の収集に関する事務における対象者の個人情報の収集	対象者の個人情報は社会的差別の原因となるおそれのある個人情報であるが、現状を把握する上で収集する必要がある。	法第 61 条
1-6	補助金交付団体や市の業務委託先の公共的団体に対し、公金を支出し、又は指導する際の団体等からの役員、構成員等の個人情報の収集	当該団体等でなければ保有していない情報であり情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。 団体等への補助金の交付や委託料の支払いに関して、事務に必要な範囲内で行政機関がその役員、構成員等の個人情報を収集することは必要不可欠である。	法第 61 条
1-7	市民税の課税・非課税判定のため、生活保護の開始・廃止に関する個人情報の収集	地方税法第 295 条第 1 項第 1 号の規定に基づく市民税の課税・非課税判定に際し、正確な情報を把握する必要があるため、同法第 20 条の 11 により生活保護担当部局から生活保護対象者の情報を収集する。	法第 61 条
1-8	適正な土地・家屋の評価を行うため、資産（土地・家屋）に関する個人情報の収集及び目的外利用	固定資産税に関することと長岡京市事務分掌規則（以下「事務分掌規則」という。）に定めており、課税担当部局が適正な土地・家屋の評価を行うにあたっては、新增築された家屋の状況、農地転用状況、減免及び軽減適用の必要性の把握が必要であるため、地方税法第 20 条の 11 により他部局から土地・家屋等に関する情報及び生活保護の開始・廃止に関する個人情報を収集する。	法第 61 条
		地方税法第 20 条の 11 による収集には、課税担当部局からまちづくり協議担当部局への提供依頼に基づくものが含まれるものとする。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (まちづくり協議担当課→課税担当課)

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

1-9	総合観光案内板デジタルサイネージへの顔認証カメラ導入による利用者データの収集	観光施策の企画、立案及び調整に関することと事務分掌規則に定めており、阪急西山天王山駅東口に来訪者向けの周辺地図及び観光情報を掲載している総合観光案内板デジタルサイネージに顔認証カメラを導入し、利用者の属性データを取ることは、市内での周遊行動を促すために効果的な周遊コースの造成やお土産ものの開発等に活用し、地域資源を活かした観光・交流を促進し、交通結節点という新たな機能を活かした魅力あるまちづくりを推進するために必要である。	法第 61 条
1-10	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムの導入にかかる個人情報の収集	災害対策基本法第 90 条の 3 の規定により、市長は災害時において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができることとなっており、かつ被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被災の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面（り災証明書）を交付しなければならない（同法第 90 条の 2）。京都府共同利用型被災者生活再建支援システムを導入し、災害発生時に限られた職員体制の下で建物被害調査、り災証明書の発行、税の減免、各種支援金の支給など膨大な被災者支援業務を迅速に処理するため、住民基本台帳情報と固定資産台帳情報を連携し、円滑な災害対応を行う。	法第 61 条
1-11	ふるさと納税に係る個人情報の収集及び返礼品事業者への提供	ふるさと納税に関することと事務分掌規則に定めている。	法第 61 条
		ふるさと納税に係る返礼品を送付するためには事業者には事業者個人に個人情報（贈答用の送付先として寄付者以外の者の情報を含む。）を提供する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）

# 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

<p>1-12</p>	<p>栄典、表彰事務における候補者の個人情報の収集（犯罪歴の情報を含む。）及び提供</p>	<p>候補者の氏名、住所、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせ、もし対象外になった場合、不信感につながり事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じるため、本人以外から個人情報を収集する必要がある。</p> <p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上そぐわないため、選考事務を行ううえで、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p> <p>長岡京市表彰条例及び長岡京市名誉市民条例による表彰の定めがある。また、ほう賞及び表彰に関することと事務分掌規則に定めている。</p>	<p>法第 61 条</p>
		<p>各種表彰内容に合わせ、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の機関又は国等の機関に提供する必要がある。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号                  ※第 2 号（他市長部局→表彰事務担当課）                  ※第 3 号（実施機関→他の市の機関、国等の外部行政機関等）                  ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）</p>

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

1-13	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等に関する個人情報の収集、目的外利用及び提供	心身に関する個人情報や生活歴等を聴取する中で、要配慮個人情報が含まれる場合があり、適切なサービス提供のためには収集の必要がある。	法第 61 条
		適切な保健・福祉サービスの提供のために、病状、身体状況、生活状況等を直接本人から聞くと、病状等告知していない場合や、正確に身体状況が表現できない場合等があり、本人の状況に応じたサービスを提供するため、客観的な情報を関係機関や他課から収集する必要がある。	
1-14	公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	対象者の福祉の向上のために、関係機関に情報を提供することは不可欠であるが、可能な限り本人同意を得る。また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合とする。	法第 69 条第 2 項各号 ※第 1 号（本人の同意があるとき。） ※第 2 号（他市長部局→各福祉担当課） ※第 3 号（教育委員会等他の実施機関→各福祉担当課） ※第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）
		公用車の管理、運用、整備及び事故処理に関することと事務分掌規則に定めており、公用車外の映像、音声及び走行情報を記録することは、公用車の安全運転の推進及び交通事故発生時における責任の明確化を図るために必要である。	法第 61 条
		不必要な映像を加工し映像記録を職員研修に使用することは、職員の資質向上のため必要な利用である。また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（公用車管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（公用車管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

1-15	不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	不法投棄等の対策に関することと事務分掌規則に定めており、市内において特定廃棄物である家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）をはじめとした不法投棄が増加しているため、監視カメラを設置する。	法第 61 条
		また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（環境保全担当課→他市長部局） ※第 3 号（環境保全担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
1-16	市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	庁舎及び付帯施設（設備）の維持及び管理並びに事務室の配置に関することと事務分掌規則に定めており、市庁舎及びその敷地内の適正管理、犯罪・事故の防止及び発生時の検証等のため庁舎への防犯カメラを設置している。	法第 61 条
		また、犯罪等の防犯上の問題が生じた場合は、関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（庁舎管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
1-17	市街頭防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	防犯活動に関することと事務分掌規則に定めており、安全・安心なまちづくり事業の一環として市内の通学路を中心に見守り機能付き防犯カメラを設置している。	法第 61 条
		また、災害、消防、救助、犯罪等緊急事態が発生した際は、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（防犯活動担当課→他市長部局） ※第 3 号（防犯活動担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）

# 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

			※第4号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）
1-18	防災カメラ映像情報の収集及び提供	河川及び水路の災害復旧に関することと事務分掌規則に定められており、水防対策として、台風や大雨の影響による河川の増水状況や異常などの情報を収集し、早期に防災対応体制を確保することを目的に、浸水被害のあった馬ノ池川付近の久貝地域において、水路の状況を監視する防災カメラを1台設置、管理、運用している。	法第61条
		目視で河川の状況を確認するのは危険を伴い、また確認頻度にも限界があるため、住民の防災活動や避難行動をより安全、円滑、的確に行うために、災害時等に地域住民の希望者に対し河川内及びスクリーン以外にマスクングをかけた処理を行った映像を提供する。	法第69条第2項第4号（特別の理由があるとき：①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること。②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。）
1-19	長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	電話応対品質の向上や業務の公正な執行、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除することを目的に通話録音装置を設置する。	法第61条
		また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第69条第2項第2号及び第3号 ※第2号（庁舎管理担当課→他市長部局） ※第3号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）

# 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

## 2. 法第 69 条第1項による目的外利用又は提供(法令(条例を含まない。)に基づく場合)

番号	項 目	目的外利用又は提供の理由など	根 拠
2-1	後期高齢者医療制度の開始にともなう、宛名情報・所得情報・賦課情報等の提供	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき京都府下全市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合に対し、75 歳以上の方の賦課・徴収の根拠資料を市から広域連合へ提供する。	法第 69 条第 1 項



# 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

## 3. 法第 69 条第 2 項第 2 号による目的外利用又は提供(実施機関の内部で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるとき)

番号	項 目	目的外利用又は提供の理由など	根 拠
3-1	広報資料の送付や会議等の案内のための各所管課で保有する名簿等の個人情報の目的外利用及び提供	<p>広報資料の送付や会議・イベント等の案内のために、各所管課が保有する名簿等の個人情報（事業の参加者名簿や各種団体名簿）を利用することは、広く市民に情報提供し、PR するという意味からも必要である。</p> <p>なお、運用にあたっては、所掌事務の遂行に必要な範囲であり、必ず個人情報取扱事務登録簿を作成し公表すること。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号</p> <p>※第 2 号（実施機関→同実施機関）</p> <p>※第 3 号（実施機関→他の市の機関）</p>
3-2	NIGHTS における個人情報の目的外利用	<p>事務分掌規則に沿って、健（検）診等の保健事業や高齢者への地域リハビリテーション事業を実施するため、NeoNICE システムの各個別システムから必要な情報（個人住民税、国民健康保険（資格）、介護保険）を NIGHTS（長岡京健康情報ガイド総合システム）に連携し、データベース化することは、市民への保健・福祉サービスの向上を図る上で必要である。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 2 号</p> <p>（課税担当課、国民健康保険担当課、介護保険担当課→健康づくり担当課）</p>
3-3	市民公募委員の登録制度における個人情報の目的外利用	<p>市民参画の推進に関することと事務分掌規則に定めており、審議会等における市民公募委員の参画は、パブリックコメント制度の活用とともに市民の市政に対する意見を反映させる有効な手段であり、その方法として住民基本台帳から一定要件の市民を無作為抽出により作成した候補者名簿に基づき本人の承諾を得た場合に登録する方法は、制度運用の効果を高める手段として有効である。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 2 号</p> <p>（住基担当課→市民参画担当課）</p>

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

3-4	学校給食費管理システムの稼働における個人情報の目的外利用	学校給食及び学校の食育に関することと長岡京市教育委員会事務局組織規則に定めており、原則口座振替により毎月引き落としを管理する中学校給食の給食費の徴収事務を行うためのシステムであり、学齢簿システムから個人情報を抽出することは、公平性の担保と円滑な事務を行うため必要である。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (学齢簿担当課→給食費管理担当課)
3-5	近畿圏パーソントリップ調査(本調査)のための個人情報の目的外利用及び提供	交通政策に係る計画に関することと事務分掌規則に定めており、パーソントリップ調査は、日本全国で 10 年に 1 度実施される交通に関する実態調査であり、その調査結果は市町村のまちづくりの根幹となる都市計画マスタープラン策定にあたっての基礎データに用いるなど、自治体にとっても非常に重要な調査である。近畿圏の調査は、2 府 4 県 4 政令市が実施主体となり本市は京都府となる。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号(住基担当課→交通担当課) ※第 3 号(市→府)
3-6	市民参加型ワークショップの参加者募集・アンケートのための個人情報の目的外利用	市民参画の推進に関することと事務分掌規則に定めており、また、長岡京市助け合いとつながりのまちづくり条例を制定した。市民参加型ワークショップでは、幅広い年齢層の市民から意見を聴取することが重要であり、また、無作為抽出で参加者を募ると同時に、簡易なアンケートをとり、市民の長岡京市に対するイメージや自治の現状などを調べる。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→市民参画担当課)
3-7 ※ 1-8 再掲	適正な土地・家屋の評価を行うため、資産(土地・家屋)に関する個人情報の収集及び目的外利用	固定資産税に関することと長岡京市事務分掌規則(以下「事務分掌規則」という。)に定めており、課税担当部局が適正な土地・家屋の評価を行うにあたっては、新增築された家屋の状況、農地転用状況、減免及び軽減適用の必要性の把握が必要であるため、地方税法第 20 条の 11 により他部局から土地・家屋等に関する情報及び生活保護の開始・廃止に関する個人情報を収集する。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		地方税法第 20 条の 11 による収集には、課税担当部局からまちづくり協議担当部局への提供依頼に基づくものが含まれるものとする。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (まちづくり協議担当課→課税担当課)
3-8 ※ 1-12 再掲	栄典、表彰事務における候補者の個人情報の収集(犯罪歴の情報を含む。)及び提供	<p>候補者の氏名、住所、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせ、もし対象外になった場合、不信感につながり事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じるため、本人以外から個人情報を収集する必要がある。</p> <p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上そぐわないため、選考事務を行ううえで、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p> <p>長岡京市表彰条例及び長岡京市名誉市民条例による表彰の定めがある。また、ほう賞及び表彰に関することと事務分掌規則に定めている。</p>	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		各種表彰内容に合わせ、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の機関又は国等の機関に提供する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（他市長部局→表彰事務担当課） ※第 3 号（実施機関→他の市の機関、国等の外部行政機関等） ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）
3-9 ※ 1-13 再掲	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等に関する個人情報の収集、目的外利用及び提供	心身に関する個人情報や生活歴等を聴取する中で、要配慮個人情報が含まれる場合があり、適切なサービス提供のためには収集の必要がある。 適切な保健・福祉サービスの提供のために、病状、身体状況、生活状況等を直接本人から聞くと、病状等告知していない場合や、正確に身体状況が表現できない場合等があり、本人の状況に応じたサービスを提供するため、客観的な情報を関係機関や他課から収集する必要がある。	法第 61 条

# 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		対象者の福祉の向上のために、関係機関に情報を提供することは不可欠であるが、可能な限り本人同意を得る。また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合とする。	法第 69 条第 2 項各号 ※第 1 号（本人の同意があるとき。） ※第 2 号（他市長部局→各福祉担当課） ※第 3 号（教育委員会等他の実施機関→各福祉担当課） ※第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）
3-10 ※ 1-14 再掲	公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	公用車の管理、運用、整備及び事故処理に関することと事務分掌規則に定めており、公用車外の映像、音声及び走行情報を記録することは、公用車の安全運転の推進及び交通事故発生時における責任の明確化を図るために必要である。	法第 61 条
		不必要な映像を加工し映像記録を職員研修に使用することは、職員の資質向上のため必要な利用である。また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（公用車管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（公用車管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
3-11 ※ 1-15 再掲	不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	不法投棄等の対策に関することと事務分掌規則に定めており、市内において特定廃棄物である家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）をはじめとした不法投棄が増加しているため、監視カメラを設置する。	法第 61 条
		また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（環境保全担当課→他市長部局） ※第 3 号（環境保全担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

3-12 ※ 1-16 再掲	市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	<p>庁舎及び付帯施設（設備）の維持及び管理並びに事務室の配置に関することと事務分掌規則に定めており、市庁舎及びその敷地内の適正管理、犯罪・事故の防止及び発生時の検証等のため庁舎への防犯カメラを設置している。</p> <p>また、犯罪等の防犯上の問題が生じた場合は、関係機関や他課へ情報を提供する。</p>	<p>法第 61 条</p> <p>法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号          ※第 2 号（庁舎管理担当課→他市長部局）          ※第 3 号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）</p>
3-13 ※ 1-17 再掲	市街頭防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	<p>防犯活動に関することと事務分掌規則に定めており、安全・安心なまちづくり事業の一環として市内の通学路を中心に見守り機能付き防犯カメラを設置している。</p> <p>また、災害、消防、救助、犯罪等緊急事態が発生した際は、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、関係機関や他課へ情報を提供する。</p>	<p>法第 61 条</p> <p>法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号          ※第 2 号（防犯活動担当課→他市長部局）          ※第 3 号（防犯活動担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）          ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）</p>
3-14 ※	長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の収	電話応対品質の向上や業務の公正な執行、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除することを目的に通話録音装置を設置する。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

1-19 再掲	集、目的外利用及び提供	また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（庁舎管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
------------	-------------	---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

## 4. 法第69条第2項第3号による目的外利用又は提供(他の行政機関等へ提供する場合であって、提供を受ける者が利用することについて相当の理由があるとき)

番号	項 目	目的外利用又は提供の理由など	根 拠
4-1	長岡京市教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の提供	平成 23 年 3 月に本市の教育に関する総合的なプランになるものとして、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく長岡京市教育振興基本計画を策定し、各種教育施策を実施してきた。計画策定にあたっては、本市の今後 10 年間の教育施策の方向性（各学校施設の施設整備、校区編成等）を検討するため、小学校区ごとの 10 年間の児童生徒数の推計が必要であり、毎年、住民基本台帳より校区、性別、生年月日、住所を抽出し、基礎資料とする。	法第 69 条第 2 項第 3 号 (住基担当課→教育施策担当課)
4-2 ※ 1-12 再掲	栄典、表彰事務における候補者の個人情報の収集(犯罪歴の情報を含む。)及び提供	候補者の氏名、住所、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせ、もし対象外になった場合、不信感につながり事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。  本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じるため、本人以外から個人情報を収集する必要がある。  栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上そぐわないため、選考事務を行ううえで、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。  長岡京市表彰条例及び長岡京市名誉市民条例による表彰の定めがある。また、ほう賞及び表彰に関することと事務分掌規則に定めている。	法第 61 条



## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		各種表彰内容に合わせ、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の機関又は国等の機関に提供する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（他市長部局→表彰事務担当課） ※第 3 号（実施機関→他の市の機関、国等の外部行政機関等） ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）
4-3 ※ 1-13 再掲	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等に関する個人情報の収集、目的外利用及び提供	心身に関する個人情報や生活歴等を聴取する中で、要配慮個人情報が含まれる場合があり、適切なサービス提供のためには収集の必要がある。 適切な保健・福祉サービスの提供のために、病状、身体状況、生活状況等を直接本人から聞くと、病状等告知していない場合や、正確に身体状況が表現できない場合等があり、本人の状況に応じたサービスを提供するため、客観的な情報を関係機関や他課から収集する必要がある。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

		対象者の福祉の向上のために、関係機関に情報を提供することは不可欠であるが、可能な限り本人同意を得る。また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合とする。	法第 69 条第 2 項各号 ※第 1 号（本人の同意があるとき。） ※第 2 号（他市長部局→各福祉担当課） ※第 3 号（教育委員会等他の実施機関→各福祉担当課） ※第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）
4-4 ※ 1-14 再掲	公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	公用車の管理、運用、整備及び事故処理に関することと事務分掌規則に定めており、公用車外の映像、音声及び走行情報を記録することは、公用車の安全運転の推進及び交通事故発生時における責任の明確化を図るために必要である。	法第 61 条
		不必要な映像を加工し映像記録を職員研修に使用することは、職員の資質向上のため必要な利用である。また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（公用車管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（公用車管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
4-5 ※ 1-15 再掲	不法投棄監視カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	不法投棄等の対策に関することと事務分掌規則に定めており、市内において特定廃棄物である家電四品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）をはじめとした不法投棄が増加しているため、監視カメラを設置する。	法第 61 条
		また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（環境保全担当課→他市長部局） ※第 3 号（環境保全担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

4-6 ※ 1-16 再掲	市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	庁舎及び付帯施設（設備）の維持及び管理並びに事務室の配置に関することと事務分掌規則に定めており、市庁舎及びその敷地内の適正管理、犯罪・事故の防止及び発生時の検証等のため庁舎への防犯カメラを設置している。	法第 61 条
		また、犯罪等の防犯上の問題が生じた場合は、関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（庁舎管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
4-7 ※ 1-17 再掲	市街頭防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	防犯活動に関することと事務分掌規則に定めており、安全・安心なまちづくり事業の一環として市内の通学路を中心に見守り機能付き防犯カメラを設置している。	法第 61 条
		また、災害、消防、救助、犯罪等緊急事態が発生した際は、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（防犯活動担当課→他市長部局） ※第 3 号（防犯活動担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等） ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）
4-8 ※	長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の収	電話対応品質の向上や業務の公正な執行、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除することを目的に通話録音装置を設置する。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

1-19 再掲	集、目的外利用及び提供	また、必要に応じて関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（庁舎管理担当課→他市長部局） ※第 3 号（庁舎管理担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等）
4-9 ※ 3-1 再掲	広報資料の送付や会議等の案内のための各所管課で保有する名簿等の個人情報の目的外利用及び提供	広報資料の送付や会議・イベント等の案内のために、各所管課が保有する名簿等の個人情報（事業の参加者名簿や各種団体名簿）を利用することは、広く市民に情報提供し、PR するという意味からも必要である。 なお、運用にあたっては、所掌事務の遂行に必要な範囲であり、必ず個人情報取扱事務登録簿を作成し公表すること。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（実施機関→同実施機関） ※第 3 号（実施機関→他の市の機関）
4-10 ※ 3-5 再掲	近畿圏パーソントリップ調査（本調査）のための個人情報の目的外利用及び提供	交通政策に係る計画に関することと事務分掌規則に定めており、パーソントリップ調査は、日本全国で 10 年に 1 度実施される交通に関する実態調査であり、その調査結果は市町村のまちづくりの根幹となる都市計画マスタープラン策定にあたっての基礎データに用いるなど、自治体にとっても非常に重要な調査である。近畿圏の調査は、2 府 4 県 4 政令市が実施主体となり本市は京都府となる。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号（住基担当課→交通担当課） ※第 3 号（市→府）

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

## 5. 法第69条第2項第4号による目的外利用又は提供(専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、又は行政機関等以外の者に提供する場合であって、提供することについて特別の理由があるとき)

- \*3 特別の理由: ①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること。  
 ②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。  
 ③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。

番号	項目	目的外利用又は提供の特別な理由など	根拠
5-1	地域敬老行事対象者リストの自治会等への提供	「長岡京市地域敬老行事開催事業補助金交付要綱」に基づき、地域での敬老事業を開催される自治会に対し、高齢者の名簿を自治会及び事業委託先である長岡京市社会福祉協議会に提供する。	法第69条第2項第4号(特別の理由があるとき: ①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。)
5-2	介護保険事業に係る個人情報の開示請求取扱いと提供	認知症などで本人の意思が確認できない場合の認定調査票や主治医意見書の代理人による開示請求があった場合の取扱いは、長岡京市個人情報の保護に関する法律施行細則第5条第2項「本人が委任状を提出することができない場合は、別に定める方法により確認に代えるものとする。」との規定に基づく取扱い(個人情報開示請求に係る委任状未添付の理由書添付による代理人請求)を行い、開示できるものは開示する。 開示請求ではなく、提供希望の場合は、その目的が本人の利益になるときは提供する。例えば施設入所や保険金等の請求に必要な場合である。	法第69条第2項第4号(本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。)
5-3	ふるさと納税に係る個人	ふるさと納税に関することと事務分掌規則に定めている。	法第61条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

<p>※ 1-11 再掲</p>	<p>情報の収集及び返礼品事業者への提供</p>	<p>ふるさと納税に係る返礼品を送付するためには事業者には個人情報（贈答用の送付先として寄付者以外の者の情報を含む。）を提供する必要がある。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）</p>
<p>5-4 ※ 1-12 再掲</p>	<p>栄典、表彰事務における候補者の個人情報の収集（犯罪歴の情報を含む。）及び提供</p>	<p>候補者の氏名、住所、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を直接本人に聞くと、事前に期待を抱かせ、もし対象外になった場合、不信感につながり事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生じるため、本人以外から個人情報を収集する必要がある。</p> <p>栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上そぐわないため、選考事務を行ううえで、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p> <p>長岡京市表彰条例及び長岡京市名誉市民条例による表彰の定めがある。また、ほう賞及び表彰に関することと事務分掌規則に定めている。</p>	<p>法第 61 条</p>

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		各種表彰内容に合わせ、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の機関又は国等の機関に提供する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（他市長部局→表彰事務担当課） ※第 3 号（実施機関→他の市の機関、国等の外部行政機関等） ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）
5-5 ※ 1-13 再掲	保健・福祉サービスの提供等にあたり、対象者の病状、身体状況、生活状況等に関する個人情報の収集、目的外利用及び提供	心身に関する個人情報や生活歴等を聴取する中で、要配慮個人情報が含まれる場合があり、適切なサービス提供のためには収集の必要がある。 適切な保健・福祉サービスの提供のために、病状、身体状況、生活状況等を直接本人から聞くと、病状等告知していない場合や、正確に身体状況が表現できない場合等があり、本人の状況に応じたサービスを提供するため、客観的な情報を関係機関や他課から収集する必要がある。	法第 61 条

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

		対象者の福祉の向上のために、関係機関に情報を提供することは不可欠であるが、可能な限り本人同意を得る。また、提供する個人情報の内容、当該目的、その他の事情からみて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合とする。	法第 69 条第 2 項各号 ※第 1 号（本人の同意があるとき。） ※第 2 号（他市長部局→各福祉担当課） ※第 3 号（教育委員会等他の実施機関→各福祉担当課） ※第 4 号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）
5-6 ※ 1-17 再掲	市街頭防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集、目的外利用及び提供	防犯活動に関することと事務分掌規則に定めており、安全・安心なまちづくり事業の一環として市内の通学路を中心に見守り機能付き防犯カメラを設置している。  また、災害、消防、救助、犯罪等緊急事態が発生した際は、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、関係機関や他課へ情報を提供する。	法第 61 条  法第 69 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号 ※第 2 号（防犯活動担当課→他市長部局） ※第 3 号（防犯活動担当課→教育委員会等市の機関、警察等外部行政機関等） ※第 4 号（特別の理由があるとき：②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること。）



## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

<p>5-7 ※ 1-18 再掲</p>	<p>防災カメラ映像情報の収集及び提供</p>	<p>河川及び水路の災害復旧に関することと事務分掌規則に定められており、水防対策として、台風や大雨の影響による河川の増水状況や異常などの情報を収集し、早期に防災対応体制を確保することを目的に、浸水被害のあった馬ノ池川付近の久貝地域において、水路の状況を監視する防災カメラを1台設置、管理、運用している。</p>	<p>法第 61 条</p>
		<p>目視で河川の状況を確認するのは危険を伴い、また確認頻度にも限界があるため、住民の防災活動や避難行動をより安全、円滑、的確に行うために、災害時等に地域住民の希望者に対し河川内及びスクリーン以外にマスキングをかけた処理を行った映像を提供する。</p>	<p>法第 69 条第 2 項第 4 号（特別の理由があるとき：①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること。②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること。）</p>

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

## 6. その他

## 6-1アンケートの実施による目的外利用又は提供の例(住民基本台帳情報)

番号	項 目	目的外利用又は提供の理由など	根 拠
6-1-1	市全域における公共交通に係るサービス水準設定に向けたアンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	交通政策の調査及び企画、立案及び調整に関することと事務分掌規則に定めており、方針の決定及び既存路線バスの運行本数を検討するために基礎資料としてアンケートを実施することは、市民の交通の利便性を高める上で重要なことである。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→交通担当課)
6-1-2	長岡天神駅周辺整備基本計画策定のためのアンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	阪急長岡天神駅周辺のまちづくりに関することと事務分掌規則に定めており、長岡天神駅周辺整備基本計画策定のための基礎資料としてアンケートを実施する。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→長岡天神駅周辺整備担当課)
6-1-3	長岡京市スポーツ推進計画策定のための市民意識調査に伴う個人情報の提供	スポーツ活動の普及及び推進に関することと長岡京市教育委員会事務局組織規則に定めており、スポーツ基本法第 10 条に基づく「地方スポーツ推進計画」として平成 27 年度に長岡京市スポーツ推進計画を策定。本市のスポーツ推進の基本となる計画であり、見直しの際には、スポーツに関する市民意識調査を反映させることが本市の実情に応じた適切な内容となるため、アンケートを実施することは必要である。	法第 69 条第 2 項第 3 号 (住基担当課→スポーツ推進担当課)
6-1-4	長岡京市子ども・子育て支援事業計画策定のための市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	子ども・子育て支援法第 61 条に市町村が計画を定める旨が規定されており、また、計画策定に当たっては、保護者の意向を把握することとされているため必要である。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→子育て支援担当課)

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

6-1-5	長岡京市男女共同参画計画策定のための市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	男女共同参画に係る施策の企画、立案及び調整に関する事業と長岡京市立総合交流センター設置条例に定めており、すべての人が性別に関わりなく、互いに対等な立場で社会活動に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けた計画を策定。策定や改定の際には、計画の進捗状況や社会情勢の変化、課題やニーズ等を十分把握し、計画策定につなげる必要があり、市民の意見を広く調査する。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→男女共同参画担当課)
6-1-6	長岡京市総合計画基本計画策定のための市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	総合計画に関することと事務分掌規則に定めており、市の将来像とこれを達成するための政策大綱である総合計画を策定しており、計画の基本構想に基づき、市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示す第 1～3 期の基本計画で構成し基本計画は 5 年ごとに見直しをしている。計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行う必要があり、まちの現状に対する市民意識や今後のまちづくりに対しての市民意見を広く把握する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→総合計画担当課)
6-1-7	長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用	高齢者福祉計画の策定及び推進に関することと事務分掌規則に定めており、高齢者が生きがいをもって安心して住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活できる地域づくりを推進するための長岡京市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定している。策定(改定)にあたっては、計画に基づく成果と実績を踏まえ、計画の進捗状況や社会情勢の変化、課題やニーズ等を十分把握し、計画策定につなげるため、広く市民の生活実態を調査する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→高齢者担当課)

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

6-1-8	長岡京市教育振興基本計画策定のための市民アンケート調査に伴う個人情報の提供	教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関することと長岡京市教育委員会事務局組織規則に定めており、平成 23 年 3 月に本市の教育に関する総合的なプランになるものとして、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく長岡京市教育振興基本計画を策定し、各種教育施策を実施している。 計画の策定（改定）にあたっては、現行計画の成果と課題や社会経済情勢の変化に応じて、必要な内容の見直しを行う必要があり、教育（主に生涯学習分野）に関する市民意識や今後の施策に対しての市民意見を広く把握する必要がある。	法第 69 条第 2 項第 3 号 (住基担当課→教育施策担当課)
6-1-9	環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報の目的外利用	環境基本計画に関することと事務分掌規則に定めており、平成 5 年に制定された環境基本法の趣旨を踏まえ、本市の総合計画など各種計画との整合を図りながら長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第 2 条に基づき、平成 13 年に長岡京市環境基本計画を策定。計画の見直しの際には、環境に対する市民の現在の意識・ニーズを調査し、効果的な施策展開を図るための基礎資料として、アンケート調査を実施する。	法第 69 条第 2 項第 2 号 (住基担当課→環境政策担当課)
6-1-10	アンケート実施に伴う個人情報の目的外利用及び提供	法令等に基づき定める計画等を策定するための市民意識調査は、計画等の妥当性や実用性を高めるためのものであり、公益性がある。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号 ※第 2 号 (住基担当課→市長部局) ※第 3 号 (住基担当課→教育委員会等市の機関)

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

6-1-11	長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査のための市民アンケート調査に伴う個人情報の目的外利用及び提供	都市計画の基本方針の企画、立案及び調整に関することと事務分掌規則に定めており、豊かで魅力的な景観づくりのため「長岡京市景観計画」を策定し、調査研究を重ねながら景観行政に取り組んでいる。景観づくりは市の賑わいやまちへの愛着を生むきっかけと考え、大学と協働し、地域住民に対し大切に感じる場所に関するアンケート調査を行い、今後の地域づくりに活かす基礎資料とする。	法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 4 号 ※第 2 号 (住基担当課→景観計画担当課) ※第 4 号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。)
--------	----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

## 6-2単年度事業による過去の事例集

番号	項目	個人情報の保有する理由や収集方法、目的外利用又は提供の理由など	根拠
6-2-1	消費税増税に伴うプレミアム付き商品券事業実施に伴う要配慮者に関する個人情報の収集及び目的外利用	令和元年10月の消費税率引き上げに併せた経済対策として低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者（非課税者）・子育て世帯主（3歳未満の子のいる世帯）向けのプレミアム付き商品券を発行する国の事業である。措置等により施設に入所しており事情により住民票を移していない高齢者や障がい者、児童の要配慮者について、適切な事務執行のため、本市関係課から要配慮個人情報を収集する。	法第69条第1項 法第69条第2項第2号 （子育て支援担当課、障がい担当課、高齢者担当課→商工担当課）
6-2-2	特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用	新型コロナウイルス感染症拡大による家計負担増への緊急支援として、令和2年4月20日に閣議決定された特別定額給付金が支給されることとなり、施設入所している障がい者や高齢者について、措置入所担当課から情報を収集し適切な事務処理を行う。	法第69条第1項 法第69条第2項第2号 （障がい担当課、高齢者担当課→給付金事業担当課）

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

6-2-3	特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等に関する個人情報の収集、目的外利用及び外部提供	新型コロナウイルス感染症拡大による家計負担増への緊急支援として、令和2年4月20日に閣議決定された特別定額給付金が支給されることとなり、施設入所等児童等について、担当課から情報を収集し適切な事務処理を行う。また、他自治体へ情報提供する。	法第69条第1項 法第69条第2項第2号及び第3号 ※第2号 (子育て支援担当課→給付金事業担当課) ※第3号 (給付金事業担当課→他の地方公共団体の機関)
6-2-4	新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後はこれまでの生活スタイルとは異なる、新型コロナウイルスの存在を前提とした感染予防と社会経済活動を両立させていく新しい生活様式を定着させる必要がある。  この新しい生活様式を実践するための支援として、全住民に商品券を支給するため全世帯の世帯主あてに商品券(1人につき5,000円相当)を送付することとし、本市に住民登録を残したまま虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者(障がい者、高齢者、児童)については、その本人分の商品券は本人に支給する必要がある。また、契約により施設等を利用している単身世帯についても同様の取り扱いが必要であり、適切な事務執行のため、関係機関からこれらの情報を収集する。	法第69条第1項 法第69条第2項第2号 (子育て支援担当課、障がい担当課、高齢者担当課→商工担当課)

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

<p>6-2-5</p>	<p>高齢者等タクシー移動支援事業に係る対象者に関する個人情報の目的外利用及び施設等を利用しての者に関する個人情報の目的外利用</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者や要介護認定を受けている者、障がいにより愛のタクシー事業の対象となっている者（以下「高齢者等」という。）の外出機会が大きく減少している他、この間、人の移動が制限され、地域の足であるタクシーの利用者数も大幅な落ち込みとなっている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、高齢者等の移動支援による健康増進効果等及びタクシー事業者への支援を目的として、75歳以上または65歳以上74歳以下で要介護認定を受けているか愛のタクシー事業対象となる長岡京市民に対して、一人あたり2,000円分のタクシー補助券を交付する（このことは、本人に対する給付であり本人の利益となる。）。</p>	<p>法第69条第2項第2号及び第4号</p> <p>※第2号 （住基担当課、障がい担当課、高齢者担当課、医療担当課→交通担当課）</p> <p>※第4号 （本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）</p>
--------------	---------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

6-2-6	「長岡京市ながすく応援券事業」に係る個人情報の目的外利用	<p>新型コロナウイルスの再度の感染拡大や事態の長期化など、先行きの見通しが困難となっている現状においても、長岡京市の未来を担う子どもたちが、すこやかに成長し、夢や希望に向かって「生きる力」を育んでいくとともに、コロナ禍においても鈍化している地域経済の活性化を図るため、令和3年7月1日現在、0歳から満18歳以下の子ども（胎児を含む。）一人ひとりに対し、1人あたり5,000円の応援券（商品券）を配布し、消費を促す（このことは、本人に対する給付であり本人の利益となる。）。</p> <p>なお、令和3年11月30日まで応援券を利用できることから、同日までに転入届を提出した18歳以下の者や妊娠届出書を提出した妊婦に対しては、提出窓口での事業の案内を予定している。よって、商品券の交付を希望する者は所管課へ申請することとなり、これによる個人情報の収集は「本人の同意があるとき」に該当するものである。</p>	<p>法第69条第2項第1号、第2号及び第4号 ※第1号 （本人の同意があるとき。） ※第2号 （住基担当課、子育て支援担当課、障がい担当課、男女共同参画担当課、健康づくり担当課→福祉政策担当課） ※第4号 （本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）</p>
6-2-7	京都府子育て家庭緊急支援事業（図書カードの配布）に係る個人情報の提供	<p>物価高騰等により家計が苦しい中でも、小さな子どもたちが豊かな教養を育むことができるよう、府内市町村に住民登録している6歳以下の未就学児に、1人あたり5,000円の図書カードを配布するために対象児童の個人情報を京都府へ提供する（このことは、本人に対する給付であり本人の利益となる。）</p>	<p>法第69条第2項第3号及び第4号 ※第3号 （市→府） ※第4号 （本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。）</p>

## 個人情報目的外利用・提供の考え方

資料②

### 6-3その他保有個人情報の取扱い

番号	項目	保有個人情報の適正な管理	根拠
6-3-1	送達文書に表示された口座情報等の個人情報保護策	保有個人情報の適正な管理のため「口座振替納付手続き完了のお知らせ」文書は口座情報を全部表示し、その他の文書は口座番号を一部非表示（三桁を非表示）とすること。	
6-3-2	法人等の印影の取扱い	情報公開請求や開示請求において請求される公文書内に代表者印等実印がある場合は、閲覧では偽造のおそれがないことから公開や開示とし、写しの交付では、正当な利益を害するおそれがあるとの判断により非公開や不開示とする。	長岡京市情報公開条例第6条第2号 法第78条第1項第3号